

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第100号

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第5条第9項」を「第5条第8項」に改める。

第2条本文中「第21条の3第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)